

議案第12号

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部
改正について

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日 提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正において、交通安全施設
の追加等がなされたことに伴い、同令を参酌して定めた山都町が管理する町
道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年山都町条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第39条」に、「第3章 案内標識等の寸法（第39条）」を「第3章 案内標識等の寸法（第40条）」に改める。

第4条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第28条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第39条を第40条とする。

第2章中第38条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第39条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするも

のとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例(平成25年条例第6号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町道の構造の技術的基準(第3条—<u>第38条</u>)</p> <p>第3章 案内標識等の寸法(<u>第39条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第2項</u> 規定道路以外の道路(第3種第5級の道路を除く。)の車線の数は4以上で、かつ、2の倍数(交通の状況により必要がある場合を除く。)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、これらの道路の車線の数は、次の表の道路の欄に掲げる道路及び地方部に存する道路にあつては同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ当該道路の計画交通量を同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる数値で除して得た数を勘案して定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第28条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他こ</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町道の構造の技術的基準(第3条—<u>第39条</u>)</p> <p>第3章 案内標識等の寸法(<u>第40条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項</u> 規定道路以外の道路(第3種第5級の道路を除く。)の車線の数は4以上で、かつ、2の倍数(交通の状況により必要がある場合を除く。)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、これらの道路の車線の数は、次の表の道路の欄に掲げる道路及び地方部に存する道路にあつては同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ当該道路の計画交通量を同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる数値で除して得た数を勘案して定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第28条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他</p> |

これらに類する施設で構造令第31条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

第39条 (略)

これらに類する施設で構造令第31条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(歩行者利便増進道路)

第39条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

第40条 (略)

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

1. 改正理由

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）が令和2年11月25日から施行され、道路法及び道路構造令の一部が変更となった。

市町村が管理する町道の技術的基準については、一括法※により道路構造令を参酌し定めることとなっており、今回の法改正に併せて、本町の当該条例も改正する必要がある。

（参考）※ 一括法…正式名称は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第一次一括法：平成23年法律第37号）（第二次一括法：平成23年法律第105号）。

2. 道路構造令の改正点

（1）道路構造令第31条の規定において交通安全施設として「自動運行補助施設※1」が新たに規定された。

（2）道路構造令第41条に新たに「歩行者利便増進道路※2」が規定された。

※1. 自動運行補助施設とは

… 道路の路面下に設置する自動運転を補助する磁気マーカ等

※2. 歩行者利便増進道路とは

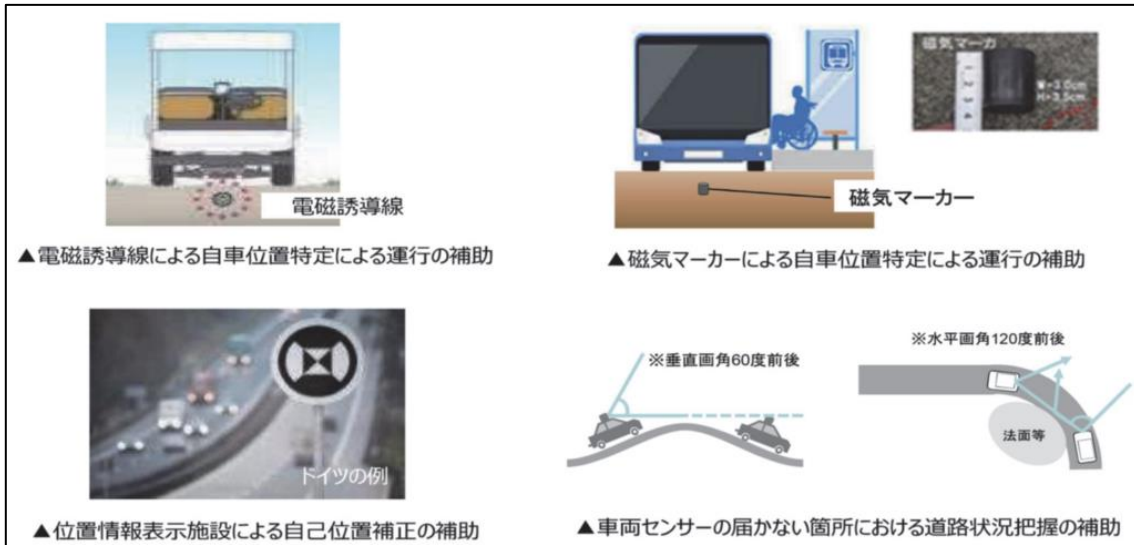
… 道路管理者が道路の構造を勘案して設置するもので、歩行者の利便増進を図るためにベンチ等を設置し、滞留用に供する部分を確保した道路。（通称：ほこみち）

3. 本町条例の主な改正点

（1）第28条の規定において交通安全施設として「自動運行補助施設」を新たに規定。

（2）第39条に「歩行者利便増進道路」を新たに規定。

※1 自動車運行補助施設イメージ図



※2 歩行者利便増進道路イメージ図

